

令和2年

第5回農業委員会全員協議会 議事録

(令和2年8月25日開催)

武蔵野市農業委員会

## 令和2年第5回農業委員会全員協議会議事録

- 1 日時 令和2年8月25日（火曜日）午前9時30分
- 2 場所 武蔵野市役所西棟8階811会議室
- 3 協議・報告事項
  - (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
  - (2) 農地パトロールについて
  - (3) 令和2・3年度農業委員会行政視察について
  - (4) 令和2年度農家見学会について
  - (5) 災害による農業被害報告の流れについて
  - (6) 農業委員会内規について
  - (7) 東京都農業会議・北多摩地区農業委員会連合会の役員について
  - (8) 市ホームページにおける、農業委員の取材協力について
  - (9) その他 会議等日程
- 4 出席委員

1番	榎本一宏	君	2番	田中恒男	君
3番	榎本英明	君	4番	松本正人	君
5番	後藤幸治	君	6番	船木忠秋	君
7番	田邊安輝子	君	8番	櫻井義則	君
9番	北沢俊春	君	10番	下田誠一	君
11番	坂本和人	君	12番	大坂新一	君
13番	齋藤久枝	君	14番	大谷壽子	君
- 5 欠席委員 なし
- 6 委員以外の出席者 なし
- 7 事務に従事した職員

局長	田川良太	君
係長	佐々木要一	君
主任	荒井祐一	君
主任	森麻衣子	君

## 8 議事録

(事務局長) それでは、ただいまより令和2年第5回農業委員会全員協議会を開催したいと存じます。会長お願いいたします。

### (1) 開会

(会長) ただいまより、農業委員会全員協議会を開催いたします。本日は、全員協議会ですので、会議の成立についての報告はありません。

### (2) 欠席報告 (会長)

本日欠席委員はおりません。後藤委員が遅れるとの連絡をもらっています。

### (3) 署名委員

(会長) 本日の署名委員は、議席番号順で、4番 松本正人委員、5番 後藤幸治委員にお願いします。

### (4) 協議・報告事項

(会長) それでは協議・報告事項に入ります。(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について 事務局より報告を求めます。

[事務局 説明]

(会長) 以上について、何かご質問等ございますでしょうか。

[質疑応答]

(会長) 次に(2) 農地パトロールについて 事務局より報告を求めます。

[事務局 説明]

(会長) 緑色のパンフレットは、各農家に支部回覧でお知らせします。今回については、日程を分けて事前に決めさせていただきました。

パトロールの記録は、写真・氏名・状況を必ず一致させるようにしてください。

(2番 田中会長職務代理者) 枝番の付け方はどのようになりますか。

(事務局) 例えば2番に追加が出た場合は、2-A、2-Bといった形にして、行を増やしてください。前年度と比較して撮影不要となった場合は、欠番にしてください。

(会長) 次に(3) 令和2・3年度農業委員会行政視察について 事務局より報告を求めます。

〔事務局 説明〕

(会長) 以上について、何かご質問等ございますでしょうか。

〔質疑応答〕

(会長) 次に(4) 令和2年度農家見学会について 事務局より報告を求めます。

〔事務局 説明〕

(会長) 市内を3つに分けて現地集合・現地解散というやり方は、初めての試みとなりますが、もしこの方法がよろしければ来年度以降もこの方法で実施したいと思います。

総務委員会の収穫体験については、全委員が出席できなくても構いません。

案としては、東部は松本委員の圃場で協力委員は田中会長職務代理者、榎本委員、齋藤委員、中央部は櫻井委員の圃場で協力委員は坂本委員、大坂委員、北沢委員、西部は後藤委員の圃場で協力委員は下田委員、船木委員、田邊委員、大谷委員にお願いしたいと考えております。また、総務委員の収穫体験については、坂本委員の圃場でご協力いただきたいと思いますと思いますが、日程については別途調整します。

(12番 大坂委員) 参加費や農家の負担はどうなりますか。

(事務局) 参加費は無料とし、協力農家の方には謝礼をお支払いする予定です。

(会長) 収穫したものは、そのまま持ち帰っていただく予定です。

(12番 大坂委員) 収穫するものは、各農家で決めてしまってよいですか。各農家で収穫物に差が出ないようにしたほうがよいと思いますが。

(事務局) 調整します。

(会長) 次に(5) 災害による農業被害報告の流れについて 事務局より報告を求めます。

〔事務局 説明〕

(会長) 以上について、何かご質問等ございますでしょうか。

〔質疑応答〕

(9番 北沢委員) 東京都のどこから説明があったのでしょうか。

(事務局) 産業労働局です。都の防災計画に報告することが記載されていますが、自治体やJA等の機関から報告がないとのことで、説明会がありました。

(9番 北沢委員) 被害額は、共済との兼ね合いもあるのではないですか。

(事務局) そういった場合もあるので、実際は事務局で計算します。

(9番 北沢委員) 都に報告をしたところで何かしてくれるのでしょうか。農業委員会として意見を伝えていくことが大事だと思います。

(5番 後藤委員) せっかく直しても、また壊れてしまうのではないかという話が農家の中では出ています。

(事務局) 確かに東京都は現状復帰分までしか補助金が出ません。こちらについても要望していきたいと思います。

(7番 田邊委員) 今までの体制はどのようになっていたのでしょうか。

(事務局) 例えば台風の場合は、去った後にJAが見回りをしています。市事務局も見回りをしますが、すべての農地を見て回ることはできていない状況です。

(7番 田邊委員) ハウスのビニール等が飛ばされて歩行者に当たってしまった場合の対応はどのようになるのでしょうか。

(事務局) 市が保険をかけているものもありますが、こういったビニールハウス等は市の保険の対象とはなっていないです。

(7番 田邊委員) この被害報告は、農家を守るためのものなのでしょうか。

(事務局) 被害状況を早く把握したいというのが、都の考えだと思います。

(会長) 現に農作物に被害があったとしても、補填はされません。

(3番 榎本委員) ハウスには基準があつて、共済に入れるものと入れないものがあります。共済に入れない場合には、何か別の災害補償があれば助かります。

(会長) 次に(6) 農業委員会内規について 事務局より報告を求めます。

[事務局 説明]

(会長) 以上について、何かご質問等ございますでしょうか。

[質疑応答]

(7番 田邊委員) 自ら耕作の事業の用に供するために都市農地を貸借する場合、特定都市農地貸付の用に供するために都市農地を貸借する場合の手続きの1段階目の審査を全員協議会から農業経営特別委員会に移行した理由の詳細を教えてください。

(事務局) 計画を審査することは経営の審査をするということになり、さらに専門性を

持たせていきたいということで、農業経営特別委員会に業務を移行しています。

(会長) 次に(7)東京都農業会議・北多摩地区農業委員会連合会の役員について 事務局より報告を求めます。

[事務局 説明]

(会長) 以上について、何かご質問等ございますでしょうか。

[質疑応答]

(会長) 次に(8)市ホームページにおける、農業委員の取材協力について 事務局より報告を求めます。

[事務局 説明]

(会長) 以上について、何かご質問等ございますでしょうか。

[質疑応答]

(会長) 他にはないようですので、最後に(9)その他 会議等日程ですが、事務局より順番に説明を求めます。

[事務局 説明]

(会長) 協議・報告事項は以上ですが、ご出席の委員の方々から何かありますか。

[委員・事務局より、特になければ]

(会長) それでは、以上をもちまして、本日の全員協議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

引き続き、農業委員研修を行いますので、このままお残りください。

閉会時刻

11時20分